

平成25年度事業者によるダイオキシン類の自主測定結果について

ダイオキシン類対策特別措置法第28条の規定により、特定施設を設置している事業者は、排出ガス、排出水等につき、そのダイオキシン類濃度を毎年1回以上測定し、市に報告することが義務付けられています。

倉敷市では、平成25年度の事業者によるダイオキシン類の自主測定結果について、次のとおり取りまとめました。

測定結果については、すべての施設において排出基準値以下でした。

1 自主測定結果

(1) 排出ガス

区 分	施設数	測定対象施設	測定実施施設	測定未実施施設	測定対象外施設	廃止施設	測定結果 (ng-TEQ/m ³)			
							最小値	最大値		
焼結鉄製造用焼結炉	4	3	3	0	1	0	0.058	0.071		
製鋼用電気炉	5	5	5	0	0	0	0.0000033	2.6		
アルミニウム合金製造施設	8	8	8	0	0	0	0.0000020	0.053		
廃棄物焼却炉	焼却能力	4t/時以上	12*	10	10	0	2	0	0.00014	0.015
		4t/時未満 2t/時以上	12	9	9	0	3	0	0.0000010	1.6
		2t/時未満 0.2t/時以上	19	17	17	0	2	0	0.0000019	1.5
		0.2t/時未満 0.1t/時以上	5	5	4	1	0	0	0	4.2
		0.1t/時未満 0.05t/時以上	2	1	1	0	1	0	0.015	
		0.05t/時未満	1	1	1	0	0	0	0.24	
		廃棄物焼却炉 計	51	43	42	1	8	0		
計	68	59	58	1	9	0				

* 電気事業法対象施設を含む

(2) ばいじん

区 分	施設数	測定対象施設	測定実施施設	測定未実施施設	測定対象外施設	廃止施設	測定結果 (ng-TEQ/g)	
							最小値	最大値
廃棄物焼却炉	51	20	20	0	31	0	0.0000040	7.1

(3) 燃え殻

区 分	施設数	測定対象施設	測定実施施設	測定未実施施設	測定対象外施設	廃止施設	測定結果 (ng-TEQ/g)	
							最小値	最大値
廃棄物焼却炉	51	22	22	0	29	0	0	1.0

(3) 排水

区 分	施 設 数	測定 対象 施設	測定 実施 施設	測定 未実施 施設	測定 対象外 施設	廃止 施設	測定結果 (pg-TEQ/L)	
							最小値	最大値
二塩化エチレン洗 浄施設	4	0	0	0	4	0	—	
廃棄物焼却炉に係 る施設	37	20	20	0	17	0	0.0011	0.40
下水道終末処理施 設	1	1	1	0	0	0	0.00042	
他の事業場の水処 理施設	1	1	1	0	0	0	0.0056	
計	43	22	22	0	21	0		

注1)「施設数」とは、届出のあった平成26年3月31日現在の特定施設の数。(電気事業法施設を含む)

注2)「測定対象外施設」とは、休止等により稼働実績のない施設、稼働後1年に満たない施設及び報告期限到来以前に休止した施設。

注3)「廃止施設」とは、平成25年度中に廃止となったもの。

注4)「(3) ばいじん」の「測定結果」について、処理基準値が適用される施設のみ の測定結果を記載。

2 指導等について

今後とも、法に基づき、事業者に対して自主測定の実施及び施設の適正な運転管理等 について指導を行っていく。

3 その他

平成25年度ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定事業場における自主測定結 果一覧は別紙のとおりである。